

戸田市消防手数料条例新旧対照表

令和 2 年 6 月 1 日
消 防 本 部 予 防 課

改正前						改正後(案)					
本則（略） 附 則（略）						本則（略） 附 則（略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。					
別表第 1 ・別表第 2（略）						別表第 1 ・別表第 2（略）					
別表第 3（第 2 条関係） 高圧ガス保安法関係手数料						別表第 3（第 2 条関係） 高圧ガス保安法関係手数料					
事務の種別			手数料の種類			事務の種別			手数料の種類		
1 ～ 7（略）						1 ～ 7（略）					
8	高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 2 0 号）第 1 8 条第 2 項第 3 号の規定による高圧ガス保安法	高圧ガス容器検査又は高圧ガス容器再検	（略）	（略）	（略）	8	高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 2 0 号）第 1 8 条第 2 項第 3 号の規定による高圧ガス保安法	高圧ガス容器検査又は高圧ガス容器再検	（略）	（略）	（略）
			(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（前号に掲	（略）	（略）				(2) 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素	（略）	（略）

改正前					改正後(案)				
第44条第1項に規定する容器検査（高圧ガス保安協会又は同法第44条第1項に規定する指定容器検査機関（以下「指定容器検査機関」という。）が行うものを除く。）又は同令第18条第2項第4号の規定による同法第49条第1項に規定する容器再	査の 手数料	げるものを 除く。）			第44条第1項に規定する容器検査（高圧ガス保安協会又は同法第44条第1項に規定する指定容器検査機関（以下「指定容器検査機関」という。）が行うものを除く。）又は同令第18条第2項第4号の規定による同法第49条第1項に規定する容器再	査の 手数料	<u>自動車燃料 装置用容器</u> （前号に掲げるものを 除く。）		
		（略）	（略）	（略）			（略）	（略）	（略）

改正前				改正後(案)			
	検査（高圧 ガス保安協 会、指定容 器検査機関 又は容器検 査所の登録 を受けた者 が行うもの を除く。）				検査（高圧 ガス保安協 会、指定容 器検査機関 又は容器検 査所の登録 を受けた者 が行うもの を除く。）		
9 ～ 1 1 （略）				9 ～ 1 1 （略）			
別表第 4 ・ 5 （略）				別表第 4 ・ 5 （略）			